

広島県告示第十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定によって、次のとおり障害者就業・生活支援センターの名称等を変更した旨の届出があった。

平成二十六年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	変更事項	内容		変更年月日
		新	旧	
公益社団法人 広島県就労振 興センター	名称	公益社団法人広島県 就労振興センター	社団法人広島県就労 振興センター	平成二五年 四月一日
社会福祉法人 つつじ	住所	東広島市八本松町米 満四六一番地	東広島市西条町西条 五〇番地の一	平成二三年 六月三〇日
社会福祉法人 静和会	事務所の所 在地	府中市元町二三〇番 地	府中市須町一五五 〇番地の一	平成二二年 八月三日
医療法人ハ トフル	事務所の所 在地	府中市広谷町九五九 番地一	府中市元町二三〇番 地	平成二三年 六月一日
	事務所の所 在地	廿日市市串戸五丁目 一番三七号	廿日市市新宮一丁目 一三番一号	平成二六年 一月一日